

2026年度

# 重要事項説明書

聖学院みどり幼稚園

## 1. 事業者概要

法人名称	学校法人聖学院
代表者氏名	理事長 福岡綾子
法人所在地	〒1148574 東京都北区中里3丁目12番2号
連絡先	電話番号 03-3917-8351

## 2. 幼稚園の概要

施設名	聖学院みどり幼稚園
所在地	〒3310045 埼玉県さいたま市西区内野本郷820番地
許可年月	1978年2月28日
連絡先	電話番号 048-622-3864
園長氏名	赤田直樹

## 3. 施設の概要

敷地	学校法人聖学院所有
建物	鉄筋コンクリート造 二階建て 建物建築年月 昭和 53年
施設の内容	保育室: 5室 面積: 324 m <sup>2</sup> 遊戯室: 1室 面積: 180 m <sup>2</sup> 幼児用トイレ: 3カ所 男児用 15 洋式 13 和式 2
安全保障	乳幼児賠償責任保険加入
その他	園庭: 1623 m <sup>2</sup>

## 4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	本幼稚園は、聖書に基づくキリスト教信仰及び教育基本法、学校教育法に従い、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達に助長することを目的とします。
運営の方針	1. 本幼稚園は、園児の最善の利益を考慮し、その教育を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。 2. 本幼稚園は、教育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。 3. 本幼稚園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。 4. 本幼稚園は、学校教育法及び子ども・子育て支援法その他の関係法令・通知等を遵守し、事業を実施します。

## 5. 提供する教育・保育の内容

教育・保育の内容	「神様の愛の中で、人と関わりながら、生きる力を育む。」の保育目標のもと、ひとりひとりの子どもの姿を受け止めながらその育ちを支える保育を行います。また、未来を担う子どもたちの人間形成の土台を作っていくため、豊かな遊びと生活ができるように環境を整えながら保育にあたります。
----------	--

## 6. 職員の職種、員数及び職務の内容

聖学院みどり幼稚園の職員組織と職務内容は下記の通りです。  
尚、職員数は年度により変動することがあります。

職種	人数	職務の内容
園長	1	教職員および業務の管理を一元的に行い、教職員に対して法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長、教頭又は園長補	1	園長を助け、園務を整理するとともに、園児を全体的に把握し、教職員に対して必要な指導及び助言を行う。また、園長に事故があったとき、又は園長が欠けたときは、その職務を代行する。
チャプレン	1	幼稚園付き牧師として、所属職員及び幼児の宗教教育を行う。
主幹教諭	1	園長及び副園長、教頭又は園長補佐を助け、命を受けて園務の一部を整理し、教諭その他の職員に対して保育の改善、充実のために必要な指導及び助言を行う。必要に応じ園児の保育をつかさどる。また、保護者からの育児相談や地域の保護者などに対する子育て支援を行う。
教諭	5人以上	クラス運営を行い、保育計画の立案、実施、記録及び家庭連絡などの業務を行う。
非常勤教諭	4人以上	保育補助、発達に課題のある子どもの支援を行う。 未就園児親子クラスを担当する。
〃	2人以上	預かり保育を担当する。
事務長	1	幼稚園事務全般を計画し、つかさどる。
事務職員	3	幼稚園事務に従事する。
バス添乗員	3	通園バスに添乗し、園児の送迎の際、安全を見守る。
バス添乗員運転士	3	通園バスを運転し、園児の送迎を行う。
園医(嘱託)	1	園児・新入園児の健康診断を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
園歯科医(嘱託)	1	園児の歯科検診を行い、健康・保健生活の指導・助言を行う。
園薬剤師(嘱託)	1	園児の投薬指導、照度・水質などの測定・管理・指導を行う。

## 7. 保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日

### 1) 保育年限

本園の保育年限は4年～1年です。

### 2) 学期

1年を3学期に分けます。

第1学期	4月7日 から 7月23日まで
第2学期	9月1日 から 12月18日まで
第3学期	1月7日 から 3月19日まで

### 3) 保育の提供を行う日

4月1日より翌3月31日のうち、下記(4)の休園日を除く日とします。

### 4) 休園日

本園の休園日は、次の通りとします。(年度によって若干変わります)

- ①土曜日・日曜日・祝祭日
- ②さいたま市民の日 5月1日
- ③創立記念代休日 4月30日
- ④埼玉県民の日 11月14日
- ⑤年末年始 12月29日～1月4日
- ⑥夏・冬・春期休業日 右記<預かり保育を伴う長期休暇>参照
- ⑦その他、園長の定める日 学年暦を参照

<預かり保育を伴う長期休暇(暫定)>

- ・夏期長期休暇:7月24日～8月31日
- ・冬期長期休暇:12月19日～2027年1月6日
- ・春期長期休暇:2027年3月19日～3月31日

### 5) 保育を行う時間

月・火・木・金	午前9時から午後2時まで
水	午前9時から12時(正午)まで
	*6月以降第2・4水曜日は午前9時から午後2時まで)

但し、時期により、またお子さんの様子によって変更することがあります。

### 6) 預り保育

- ・対象 本園園児、卒園・兄姉の小学生
- ・預り保育時間 保育前 午前8時から9時  
保育後 保育終了時刻～午後6時
- ・長期休業期間(夏、冬、春休み) 幼稚園閉鎖期間を除く午前8時～午後6時

## 8. 保護者から受領する基本負担額及びその他の費用の種類と御負担を求める理由及び額

### 1) 入園許可時

入園準備費:入園受け入れの準備に係る諸費用	満3歳児、3歳児	65,000円
	4歳児	55,000円
	5歳児	45,000円

\* 入園が許可された方は、上記の費用を一括して指定の期日までに幼稚園事務室に納めてください。

\* 一旦納入された入園準備金は原則としてお返しできません。

### 2) 毎月御負担いただくもの(幼児教育無償化制度によって保育料25,700円は無償になっています。)

教職員配置費	月額:2,000円
施設費	月額:6,000円
学校安全会掛け金	年額:200円

実費徴収額:給食費1食360円(税込)

その他行事や教材として要する実費費用をお支払いただきます。対象となる費用とその根拠金額、納付方法については、その都度、保護者に説明致します。

### 3) 預かり保育利用料:8~9時、14時~18時の利用、30分100円。

また、15時30分以降の利用の場合はおやつ代として100円加算。

◆ 入園の上は、幼稚園の保育及び諸活動へのご協力、応分の負担をお願いします。

## 9. 特定負担額の支払い方法

お支払いは、次の通りです。

口座引き落とし	毎月12日 下記の口座に振替・引き落とされます。 指定口座:三菱UFJ銀行 駒込支店 普通預金 0066232
---------	---

## 10. 子どもの区分ごとの利用定員

本園の利用定員は下記になります。

年齢	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	18人	29人	29人	29人	105人

## 11. 退園

退園しようとする者は、その理由を記して園長に願い出ることとします。

## 12. 施設・事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

(入園申込手続き)

- 1) 入園志願者の保護者は、本園所定の入園願書に必要事項を記入すると共に、入園許可後に、居住地指定の教育・保育給付認定申請書を、本園に提出していただきます。
- 2) 入園許可時に、入園受入準備金を本園にお支払いいただきます。  
なお、何らかの理由により入園を辞退する場合であっても入園受入準備金はお返し致しません。
- 3) 本重要事項説明書の内容を御確認の上、本園との利用契約を結んでいただきます。
- 4) 本園は、入園志願者の保護者から受領した教育・保育給付認定申請書を、まとめて居住地の担当部局に提出致します。
- 5) 預り保育を利用予定で、居住地からの補助を受ける場合は「子育てのための施設利用給付認定申請書」(2号認定)を居住地に提出して、「保育の必要性」の認定を受けてください。

## 13. 緊急時等における対応方法

- 1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2) 保護者と連絡が取れない場合には、幼児の身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	所在地
小児科医	小杉 宗久	さいたま市北区今羽町26 小杉ファミリークリニック
歯科医	関口 亮	さいたま市北区宮原町4-134-24 関口デンタルオフィス
薬剤師	軽部 鈴代	さいたま市西区内野本郷696-48 アサヒ薬局

## 14. 非常災害対策

消防計画届出書	さいたま市消防局西消防署
避難訓練	年4回実施
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、非常時対応用品、非常食、備品
避難場所	園舎内、園庭、聖学院大学グラウンド

## 15. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1) 設置者及び教職員は、園児の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- 2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に務め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

## 16. 苦情・相談の受付について

### 1) 聖学院みどり幼稚園 相談・苦情担当

本園の保育に関する苦情・相談は専用窓口で面談、電話、メール、書面で受け付けます。

苦情解決の体制は以下の通りです。

相談苦情受付責任者	園長 赤田 直樹	電話:048-622-3864
相談苦情受付担当者	副園長 国府田郁絵	メール:kinder@seigakuin-univ.ac.jp

## 17. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、保護者に対し速やかにその状況を説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 18. 賠償責任保険の加入（保険金の限度額）

保険会社	東京海上自動火災保険株式会社	
保健の内容 (支払い限度額)	対人賠償	1事故 10億円 1名につき1億円
	対物賠償	1事故 3千万円

## 19. 損害賠償について

1) 本園において、事業者の責任により園児に生じた損害については、事業者は速やかに、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、園児・保護者側に故意又は過失が認められる場合において、園児の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときには事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

2) 本園は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

①保護者が、契約締結に際し、園児の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに主に起因して損害が発生した場合

②園児の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に主に起因して損害が発生した場合

③園児が、事業者もしくは教職員の指示等に反して行なった行為に主に起因して損害が発生した場合。

## 20. 守秘義務及び個人情報保護

### 1) 守秘義務

本園及び教職員は、業務上知り得た利用者及び御家族の情報を第三者に漏洩することは致しません。

この守秘義務は園児が本園を卒園した後も継続致します。

## 2) 個人情報の第三者提供

- ・本園は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び文部科学省が策定した「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずるべき措置に関する指針」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものと致します。
- ・本園及び教職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は契約が終了した後においても継続致します。
- ・本園は、教職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、教職員である期間及び教職員でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を、教職員との雇用契約の内容と致します。

## 21. 個人情報の取り扱いに関する開示・訂正・利用停止等について

本園は、保護者がその子ども、その家族及び自身の個人情報の開示・訂正・利用停止・削除を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従い速やかに対応致します。

なお、苦情等についても適正に対応致します。

個人情報を開示する際には、本人(保護者)確認のため免許証等の身分証を確認します。

## 22. 本園において、その他に御留意いただく事項

- 1) お子さんの健康状態において特筆すべき点がある場合は、詳しい情報を本園にお知らせ下さい。特にひきつけやチアノーゼ、重度のぜんそくの発作やアレルギー等のあるお子さんにつきましては行事を含めた通常保育への参加の際は事前に相談させていただきます。
- 2) お子さんの様子から、特別な配慮が必要になった場合は、行事を含めた通常保育への参加方法などを保護者の方との話し合いをする中で検討させていただきます。その際、専門機関等の詳細な情報が必要と判断した場合には、専門機関への相談をお勧めし、共に最善を尽くして参ります。
- 3) 特別な配慮が必要なお子さんには、行政より園に補助金が支給されます。その手続き・申請のため、必要書類の提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。
- 4) 学校保健安全法に基づき登園が制限される場合があります。医師の登園許可書が必要な場合は、医師による「登園許可書」を提出して下さい。